

別表 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の治療内容(ステージ)

平成31年4月1日現在

1回の治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	男性不妊治療への助成		
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)				胚移植	黄体期補充療法
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法						
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日				
A	新鮮胚移植を実施													助成対象		
B	凍結胚移植を実施*													助成対象		
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													対象外		
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象		
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													助成対象		
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象		
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外		
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外		

※B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

注) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。



【男性不妊治療（顕微鏡下精巣内精子回収法等）について】

男性不妊治療においては、特定不妊治療の一環として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術費用、凍結費用が対象となり、検査費用は対象となりません。

※ 対象となる治療法

顕微鏡下精巣内精子回収採取法（MD-T E S E）などにより、指定医療機関又は指定医療機関から紹介等をされた医療機関において手術を受けたことが必要です。（指定医療機関の主治医の指示のもとに行われた治療に限ります。）

※ 特定不妊治療の一環として行われた男性不妊治療が対象となりますが、採卵準備前に精子回収術を実施したが精子が採取できなかった場合には、男性不妊治療費のみの申請となりますので、指定医療機関の妻の主治医が証明のうえ、ご申請ください。

その他、保険適用となる「精管閉塞」「先天性の形態異常」「逆行性射精」「造精機能障害」などの手術療法や薬物療法は不妊治療費助成制度の対象外です。

【不妊治療等に関連するご案内】

◎栃木県不妊専門相談センター

医師や助産師といった専門の相談員が、不妊治療に関する医学的な説明から、治療中の不安、夫婦や家族、職場との関係などの心理的な相談まで、相談者の意思とプライバシーを尊重しながら対応します。

- ◆ 電話番号 028-665-8099
- ◆ メール funin.fuiku-soudan@parti.jp
- ◆ 〒320-0071 宇都宮市野沢町 4-1
とちぎ男女共同参画センター（パーティ）内
- ◆ ホームページ <http://www.parti.jp/funin/>

◎職場の理解促進への取組

職場に、仕事と不妊治療の両立に関する理解促進のため、事業者に対し、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介しています。

◆ 厚生労働省ホームページ

「仕事と不妊治療の両立支援のために」

～働きながら不妊治療を受ける従業員へのご理解をお願いします～

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

